

福祉生活病院常任委員会資料

(令和 7 年 8 月 2 1 日)

【 件 名 】

- 鳥取県社会的養育推進計画改訂に係る電子アンケートの実施について
(家庭支援課) . . . 2
- 児童養護施設「青谷こども学園」で発生した施設内虐待事案について
(家庭支援課) . . . 8
- 令和 7 年 3 月に発生した県立総合療育センター入所児童の死亡事故の検証について
(子ども発達支援課) . . . 9

子ども家庭部

鳥取県社会的養育推進計画改訂に係る電子アンケートの実施について

令和7年8月21日
家 庭 支 援 課

鳥取県社会的養育推進計画は、里親委託の推進等に関する社会的養育施策の方向性を定めた令和2年9月に策定した計画で、令和2年度から令和6年度までを「前期計画」、令和7年度から令和11年度までを「後期計画」と位置付けています。

この度、計画策定後の社会的養育施策の動向変化や新たな課題への対応も踏まえ、令和7年度以降の後期計画の見直しにあたって、電子アンケートを行うこととしたので、その概要を報告します。

1 電子アンケートの意見募集期間

令和7年8月29日（金）から9月8日（月）まで

2 鳥取県社会的養育推進計画の概要

- ・里親委託の推進や施設の小規模化・地域分散化等の取組を推進すること等、今後の社会的養育に関する施策の充実に向けて、県や関係機関が取り組むべき方向性を定めた令和2年度から11年度までの10年間計画。
- ・計画に定める内容は、「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（令和6年3月12日付子支家第125号こども家庭庁支援局長通知）で示されている項目に基づき策定。

<計画に定める項目>

- こどもの権利擁護に関する取組
- 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- 児童相談所の機能強化等に向けた取組 など

3 計画（案）の概要

（1）計画の基本的な考え方

こどもの権利保障とこどもの最善の利益を実現することを基本的な考え方とし、在宅での支援でも里親や施設での代替養育における支援でも、全てのこどもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることを保障することができるよう、社会的養育の体制整備を推進する。

（2）計画の構成

- ・計画策定趣旨、位置づけ、計画期間（令和7年度から令和11年度まで）を記載
- ・計画策定項目に関する現状と課題や具体的に取り組むべき事項を記載

<計画策定項目>

- ・こどもの権利擁護に関する取組
- ・在宅支援の充実
- ・里親委託の推進
- ・施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた施設運営の充実
- ・児童相談所の体制強化
- ・社会的養護経験者等の自立支援

4 今後の予定

令和7年10月6日
令和7年10月中

常任委員会に電子アンケート結果と最終計画案を報告
計画策定と公表

鳥取県社会的養育推進計画改訂の素案

1 計画の趣旨と目標

この計画は、こどもが家庭において健やかに育まれることを第一に、家庭で暮らせない場合でも、里親における「家庭養育」を原則として、施設においても小規模化された「できる限り良好な家庭環境」での安定した養育環境で、親や家族との関係性も保障される養育を通じ、こども一人一人の権利が尊重され、幸せに生活することができるよう、県や関係者・関係機関が取り組むべき施策の方向性を定め、社会的養育施策の充実を図ることを目標とした計画です。

2 計画期間

この計画は、令和2年度から令和11年度までの10年計画で、令和2年度から令和6年度までを「前期計画」、令和7年度から令和11年度までを「後期計画」と位置付けています。

計画の中間年度にあたる令和6年度に、これまでの計画内容の取組内容を評価し、計画策定後の社会的養育施策の動向変化や新たな課題への対応等も踏まえて、令和7年度以降の後期計画の策定をこの度行います。

3 計画の理念と基本的な考え方

代替養育が必要なこどもについては、こどもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合にはパーマネンシー保障¹となるような特別養子縁組、普通養子縁組や里親委託を推進する（家庭養育優先原則）こととされています。

これらが適当ではない場合には、「できる限り良好な家庭的環境」である小規模化された児童養護施設等で養育されることが求められ、現在、里親委託の推進や施設の小規模化や多機能化等²に関する施策を推進しています。

同時に、地域のこどもに対する家庭及び養育環境に関する在宅支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られた社会的養育施策を推進することも求められています。

本県では、こどもの権利保障とこどもの最善の利益を実現することを基本的な考え方とし、在宅での支援でも代替養育における支援でも、全てのこどもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることを保障することができるよう、社会的養育の体制整備を推進します。

4 目標の実現に向けての具体的な取組内容

（1）こどもの権利擁護の推進

児童虐待の未然防止やこどもの権利擁護について、これらの重要性を広く県民に周知するための啓発活動を積極的に実施します。また、里親・児童養護施設等で生活するこどもや一時保護中のこどもの権利擁護を図るため、当事者であるこどもの意見表明権を保障するため、こどもから適切に意見聴取することはもとより、こども自身がこどもの権利について学ぶことへの支援を実施し、子どもの意見表明をサポートまたは代弁する仕組みの充実に努めます。

実現に向けた具体的な取組	
①	これまで県・施設等が、施設等で生活するこども達と一緒に取り組んできた、こどもの権利に関する学習会を継続実施します。また、児童相談所一時保護施設における生活の満足度アンケートや児童養護施設等におけるこどもの権利ノートの活用や意見箱の運営等、従前からの取組は必要に応じて内容を見直しながら実施します。
②	「県版アドボカシー事業 ³ （こどもの意見表明支援事業）」は、意見表明支援員の増員と研修体制の充実を図り、県内全ての児童養護施設等に意見表面支援員を派遣することを目標とします。「県版アドボカシー事業」は、より第三者性・独立性を担保するための事業運営のあり方を検討します。

¹ 永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障

² 平成28年の改正児童福祉法において明記された「こどもの家庭養育優先原則」に則り、小規模グループケアや一時保護委託の受入れ、里親支援機能の強化、市町村と連携した在宅支援等を進めるもの。

³ 児童相談所一時保護施設や児童養護施設などで生活するこどもの立場で、こどもの声を聴き、意見の形成や表出をサポートするアドボカシー（意見表明支援員）派遣の他、当事者グループの活動支援等を実施。当該事業の運営等に当たっては、こどもや社会的養護経験者からの意見を聴いて実施することを原則としている。

③	こどもの意見に対して、児童相談所や児童養護施設等が執った対応等を児童福祉審議会 ⁴ へ報告し、助言を求めるなど児童福祉審議会を活用し、こどもの意見を反映させる取組みを推進します。
④	里親、社会的養護施設、市町村等の関係者を対象とした、こどもの権利擁護に関する研修を積極的に実施します。「共同親権」、「こども性暴力防止法 ⁵ 」といったこどもの権利擁護に関連する新たな制度に関する理解・啓発に努め、必要な対応を実施します。

(2) 在宅支援の充実

市町村は、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機関である「こども家庭センター⁷」による相談支援を通じ、支援が必要な家庭等に対して必要な支援メニューを提供することにより、虐待等に至る前の予防的支援や様々な課題がある世帯等への支援を効果的に実施し、児童相談所は、安全かつ健全にこどもが育つことのできる家庭維持に向け、適切な在宅支援を行います。

実現に向けた具体的な取組	
①	県内全ての市町村が令和9年度までに「こども家庭センター」の設置を推進します。
②	特に利用ニーズの高い「子育て短期支援事業」、「子育て世帯訪問支援事業」を多くの市町村で実施できるよう、県においても地域資源の掘り起こしや、事業実施に必要な研修受講等に関する市町村支援を行います。親子関係形成事業等、小規模市町村では単独で実施することが難しい事業については、近隣市町村との共同実施等も含めて、その実施方法に関する市町村支援を行います。
③	市町村及び児童相談所において、児童家庭支援センターにおける指導委託を積極的に推進します。本県の児童家庭支援センターは、子育て世帯訪問支援事業や養育訪問支援事業の実施に対応できるノウハウも有しているため、多くの市町村からこれらの事業が受託できるよう児童家庭支援センターの運営に関する支援も行います。
④	母子を分離せずに支援することができる母子生活支援施設は、在宅支援サービスにおいても親子分離を防ぐ予防的な支援を実施できる機能があることから、その強みを活かし、子育て支援短期入所事業や親子関係形成事業といった事業を市町村から受託できるよう、母子生活支援施設への運営支援も行います。
⑤	児童相談所の一時保護委託や市町村の子育て短期入所支援事業を依頼できる里親を増やし、地域でこどもを支える里親も増やしていきます。
⑥	妊娠から出産、出産後の生活支援を含めた支援が提供できる「妊産婦等生活援助事業 ⁸ 」の実施を検討します。

(3) 里親委託の支援

代替養育が必要となる場合の支援について、里親やファミリーホーム⁹「以下「里親等」という。」での養育が望ましい場合は、里親等での養育を原則とします。里親等での養育が望ましいこどもが確実に里親等での養育が行われるよう、里親に対する支援体制の充実を図ります。

また、実親の下での養育や家族再統合が極めて困難なこどもについて、永続的に安定した養育環境が保障できる特別養子縁組制度の活用を推進します。

⁴ 児童福祉法に基づき、こどもや妊産婦などの福祉について調査、審議するために、都道府県等などの執行機関に設置される附属機関。

⁵ 離婚後も父母双方がこどもの親権を持つこと。令和6年の民法改正により制度化。令和8年5月24日までに施行される。

⁶ 令和6年6月26日公布。学校や児童福祉施設等において、従事者による児童への性暴力の防止等の措置を講じることを義務付ける。

⁷ 従来から市町村が持つ母子保健機能と児童福祉機能を統括することにより、こどもや妊産婦、子育て世帯に対する一体的な支援を切れ目なく対応することを目的に、令和6年4月の改正児童福祉法で新設。

⁸ 家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、実施主体（都道府県又は市町村）が一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供、医療機関等の関係機関との連携を行う事業。

⁹ 里親や支援員が5～6人のこどもを家庭に迎え入れて養育する事業。

＜里親委託や特別養子縁組の推進＞

実現に向けた具体的な取組	
①	里親委託率は、3歳未満（75.0%）、3歳以上就学前児童（75.0%）学童期以降の児童（50.0%）を目標値とし、里親登録数の増加、里親家庭とこどもの適切なマッチング、里親養育の質の向上等、包括的な里親支援体制の充実に向けた取組を推進します。
②	里親制度への理解を深めることを目的とした説明会等を、児童相談所、里親支援センター ¹⁰ 、児童養護施設等が協働して開催し、里親制度の周知啓発を図ります。保育士等、こどもに携わる専門職等を対象とした里親制度の説明会等も開催し、里親確保に向けての新たな取組みも行います。
③	里親が養育場面で直面する多くの課題に対して、適切な対応ができるよう、こどもの育ちに必要な実践的な研修内容を提供し、里親養育の質の向上に向けた研修体制の充実を図ります。
④	里親委託後は、委託児童の支援計画を里親等、児童相談所、里親支援センター、里親支援専門相談員が共有するとともに、こどもの状況に応じて、定期的に見直すこととします。また、保護者との交流等が可能なこどもについては、親子交流に関する支援も併せて行います。児童相談所、里親支援センター、市町村を中心に、支援関係者が一体となり、里親を支える里親支援体制を構築します。
⑤	里親サロン等の実施を通じ、交流や日頃の養育に関する相談ができる場も提供し、里親同士が支え合う関係づくりを進めます。
⑥	児童相談所は、こどもを里親へ委託するにあたって、こどもと実親、里親の双方が安心できる十分な事前説明と情報提供を行います。里親委託後のこどもと実親との関係など、将来の見通しも関係者に説明し、具体的なマッチング段階では、こどもと里親の不安を解消し、双方の安心が確認できた段階で委託を行うなど、丁寧な里親委託を推進します。
⑦	市町村や児童相談所はもとより医療機関等の関係者に対し、研修等を通じて、養子縁組や特別養子縁組制度を正しく理解する機会を提供し、制度の認知度の向上を図ります。
⑧	養子縁組や特別養子縁組の推進にあたっては、児童相談所と里親支援センターが連携して対応します。養子縁組や特別養子縁組の前後で、こどもや養親への支援が途切れることのないよう継続的な支援を実施します。真実告知など養親が抱える特有の悩み等についても継続的に対応します。
⑨	児童相談所が関与して特別養子縁組が成立した事例については、将来、こどもが自分の出自を知りたいと思った時に対応できるよう、児童記録の永年保存を行います。

（４）施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた施設運営の充実

こどもの特性や年齢等の事情により、里親等での養育より乳児院や児童養護施設での養育の方が適当と判断される場合は、生活単位が小規模化かつ地域分散化された施設での養育を原則とし、その環境整備を図り、併せて、高機能化及び多機能化等に関する取組を推進します。

施設機能の充実と併せて、施設等で生活するこどもの権利が保障された施設とするため、こどもの意見表明ができる環境整備を図ることと併せて、こどもの権利擁護に関して高い意識のある職員の人材育成を図ります。

また、施設内で重大事案が発生した場合は、重大事案が発生した場合の対応指針等に基づき適切な対応を実施し、安心安全な施設運営の充実を図ります。

実現に向けた具体的な取組	
①	小規模化及び地域分散化された施設でより手厚く、質の高い支援を必要とするこどもを養育していくために必要な人材育成と心理療法担当職員等の専門職員の配置や活用等による施設の機能強化を図ります。
②	こどもが第三者に対し、自分の意見表明ができるよう、県版アドボカシー制度の充実を図り、全ての乳児院等に意見表明支援員を派遣できる環境整備を図ります。
③	乳児院等の高機能化及び多機能化の取組として、一時保護専用施設の設置、市町村が実施主体となる家庭支援事業 ¹¹ においては、特に、子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成事業の実施促進を図ります。

¹⁰ 里親制度の普及促進やリクルート、里親への養育支援、里親への研修及びトレーニング等の包括的な里親支援を実施する児童福祉施設。

¹¹ 児童福祉法第21条の18に規定された6つの事業（子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）を指す。

④	児童相談所と協働し、適切なアセスメントに基づく支援計画により、こどもや保護者の状況に応じた親子関係の再構築支援に関する取組も推進します。
⑤	県や県児童養護施設協議会が実施するこどもの権利擁護に関する研修体制等の強化を図り、こどもの権利擁護に対して高い意識のある職員の人材育成を図ります。
⑥	施設内で重大事案が発生した場合は、重大事案が発生した場合の対応指針等に基づき適切な対応を実施し、安心安全な施設運営の充実に努めます。

(5) 児童相談所の体制強化

こどもに関するあらゆる相談に適切に対応することができるよう児童相談所の専門性の向上と体制強化を図ります。児童福祉司等をはじめとする専門職員の配置の充実と人材育成に加えて、一時保護施設においては、こどもの権利擁護に関する取組の充実と、より個別性を尊重した一時保護が可能となるような体制強化を図ります。

実現に向けた具体的な取組	
①	相談対応件数等に応じ、児童福祉司や児童心理司等の適切な配置を行い、児童相談所の運営の質を向上させるため、児童相談所第三者評価及び児童相談所一時保護施設第三者評価の受審を継続します。児童相談所の体制強化と併せて、ICT等を活用した児童相談所業務の効率化や職員が働きやすい職場環境の整備も推進します。
②	一時保護の実施や児童養護施設等への入所措置が伴う行政処分の場合では、こどもの意見聴取を確実に実施し、こどもの年齢等に応じて、行政処分を行う必要性や今後の見通し等を丁寧に説明し、こどもの権利擁護を保障する観点から、「県版アドボカシー制度」の充実にも取り組みます。
③	児童相談所が対応する困難な相談事例に関する支援について、児童福祉審議会への意見聴取を積極的に実施し、第三者の意見も参考にしながら、こどもや保護者の支援の充実に努めます。
④	こどもや保護者を取り巻く環境を踏まえた適切なアセスメントを実施するとともに、虐待等により家族と離れて生活することになったことによる分離喪失や傷つきがあるこどもへのケア、子育てに悩む保護者に寄り添った相談支援等、こどもや保護者のニーズに沿った適切な支援を実施します。
⑤	親子関係の再構築支援については、市町村や児童家庭支援センターとも連携し、親子関係を修復するために必要なプログラムを提供する仕組みを構築することを検討します。児童家庭支援センターには、子育てのスキルを習得することが安定した親子関係を構築することに有効と思われる相談事例を中心に、児童家庭支援センターに積極的に指導委託を行うことも推進します。
⑥	人材育成に関しては、こどもの権利擁護に関する深い知識を有している、こどもを中心とした支援や保護者に寄り添った支援ができる、関係機関との連携・協働を円滑に行うことができる等、児童相談所職員として求められる資質を備えた人材育成を行います。また、児童福祉司や児童心理司に対して、的確なスーパーバイズ（指導・教育）ができる係長級又は課長補佐級の職員の育成を図ります。
⑦	鳥取県社会福祉職人材育成方針に基づき、研修、職場内OJTを通じて、計画的に職員の人材育成に取り組めます。また、市町村と児童相談所の連携強化を推進する観点から、市町村職員と児童相談所職員の人事交流も積極的に行います。

(6) 社会的養護経験者¹²等の自立支援

社会的養護経験者等（社会的養護経験者や被虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等）に対する自立支援の強化に向け、新たに創設された社会的養護自立支援拠点事業¹³の実施や児童自立生活援助事業の年齢制限弾力化の活用を積極的に行い、社会的養護経験者等の自立支援を推進します。

実現に向けた具体的な取組	
①	進学、就職等により施設等の入所措置が解除されることが見込まれる場合は、奨学金、資格取得、住居に関すること等、自立生活に必要な各種手続きなどの支援を措置継続中の段階から、施設、里親等、児童相談所、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所等のこどもを取り巻く関係機関が連携して支援します。

¹² 成人等により、児童養護施設や里親などの社会的養護の保護を離れた人。

¹³ 社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援につなぐため、相互の交流を行う場所や必要な情報の提供、相談や助言、帰宅先がない場合に状況が安定するまで一時的に滞在させ、住居支援や生活支援を行う。

②	こどもの自立に向けた支援を充実させるため、施設においては、自立支援員や職業指導員等の配置と措置解除後のアフターケアの取組の充実を推進します。
③	児童自立生活援助事業所（Ⅰ型（自立援助ホーム））をはじめ里親、ファミリーホーム等における児童自立生活援助事業の実施を推進し、20歳を超えての児童自立生活援助事業の利用や、一旦、事業の利用を終えた者でも同事業の利用が必要な者に対しては、生活場所や必要な支援を提供できるよう体制整備を図ります。
④	社会的養護経験者等が、いつでも気軽に相談できるよう、社会的養護自立支援拠点事業所の周知と機能強化を図ります。
⑤	社会的養護経験者等が置かれている状況等を把握し、適切な支援につなげる仕組みの構築に向けて、児童相談所や市町村、児童福祉施設、里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム、社会的養護自立支援拠点事業所、就労支援機関等の関係機関で構成する「社会的養護自立支援協議会 ¹⁴ 」の設置を検討します。

【参考】具体的な取組内容に関連する主な指標

項目	R7.3月末時点	R11年度末
県版アドボカシー事業の意見表明支援員の増員	16名	30名
施設等への意見表明支援員の派遣	4施設	9施設
こども家庭センターの設置市町村数	5市町村	19市町村
子育て短期支援事業実施市町村数	16市町村	19市町村
子育て世帯訪問支援事業実施市町村数	10市町村	19市町村
妊産婦等生活援助事業の実施	0か所	2か所
里親委託率	3歳未満（18.2%） 3歳以上就学前児（25.6%） 学童期以降の児童（28.0%）	3歳未満（75.0%） 3歳以上就学前児（75.0%） 学童期以降の児童（50.0%）
里親登録数	養育里親（89世帯） 専門里親（9世帯） 養子縁組里親（15世帯）	養育里親（130世帯） 専門里親（15世帯） 養子縁組里親（50世帯）
一時保護専用施設の設置	0か所	2か所
社会的養護自立支援協議会の設置	無	有

¹⁴ 児童養護施設等への措置を解除された方等の実態を調査し、その結果から都道府県における自立支援の体制の評価や支援ニーズに則した支援体制の構築の検討を行う。

児童養護施設「青谷こども学園」で発生した施設内虐待事案について

令和7年8月21日

家庭支援課

児童養護施設「青谷こども学園」（以下「青谷こども学園」という。）において、職員が入所児童に対し、心理的虐待に該当する行為を行う事案が確認されたので、その概要と対応状況等について報告します。

1 事案の概要

(1) 被害を受けた児童

中学生男子児童（以下「男子児童」という。）

(2) 虐待を行った職員

- ・心理的虐待（保育士、男性。以下「男性保育士」という。）

(3) 事案の詳細と発覚の経緯

- ・令和7年7月1日、男子児童が担当児童相談所との面談場面において、「男性保育士から嫌なことを言われるので生活しづらい」旨の内容を訴えた。担当児童相談所からの報告を受けた家庭支援課が、この案件を施設内虐待疑い事案として受理し、同日から7月11日までの間、関係者に対する聞取調査や施設の児童記録を確認する調査を行った。
- ・調査の結果、男子児童が「男性保育士一人の時に厳しいことを言われる」と他の職員に訴えたことを職員間で共有したところ、「男性保育士から「他の職員に言うな」と言われ、益々あたりが強くなった」と男子児童は職員に話をしてしたこと、男子児童は「男性保育士には、自分の話した内容は言わないで欲しい、話だけ聞いて欲しい」ことを訴えていた事実が確認できた。
- ・男性保育士が指導内容を他の職員に口外しないよう男子児童に求めた対応は、大人が子どもを威圧する行為であり、実際に、男子児童は他のホーム職員に「（男性保育士から）益々あたりが強くなった。他の職員には言わないでほしい」と訴えており、心理的負担を強いていることも明らかであることから、男性保育士のこの行為を心理的虐待として認定した。
- ・また、男子児童から男性保育士の対応に関する話を聞いていた園長ほか、複数の職員が男性保育士の児童に対する不適切な対応があることを把握していた。園長は男性保育士への指導を行う等の対応はしていたが、男子児童にとっては、根本的な解決とはなっていないかったこと、他の職員は男子児童に対する訴えを組織としてどう対応しているのかもわからない状況であり、男子児童からの訴えを組織として、真摯に受け止めていたとは言い難い事実も確認できた。
- ・男子児童が男性保育士からの対応に困り感を感じている状況を把握しながらも、この問題解決に向けた具体の対応が不十分であったことは、組織としてのネグレクトに該当する行為と認定した。

3 今後の対応

- ・男性保育士については、この事案に関する家庭支援課の調査が入った7月初旬以降、児童の直接支援業務からは外れて、法人内の別の施設でコンプライアンス研修等の受講を行っている。また、施設においては、法人幹部職員を講師とした施設内虐待研修を開催し、全職員が研修を受講している。
- ・家庭支援課では、青谷こども学園に対して、まずは、この事案の振り返りを行うこと求めている。今後、「こどもの権利擁護に関する取組」、「職員間の情報共有のあり方」、「職員の人材育成等に関すること」を重点課題として、令和7年度中に複数回、特別指導監査を実施して、施設運営全般に関する改善を求める予定である。

令和7年3月に発生した県立総合療育センター入所児童の死亡事故の検証について

令和7年8月21日
子ども発達支援課

令和7年3月に発生した県立総合療育センター入所児童の死亡事故を検証する医療事故調査委員会について、第2回委員会を次のとおり開催しましたので、その概要について報告します。

- 1 日 時 令和7年8月13日（水） 午後1時30分から午後3時35分まで
- 2 場 所 県立総合療育センター（米子市上福原7丁目13-3）
- 3 出席者 県立総合療育センター医療事故調査委員会（全員出席）
外部委員 大澤 晋委員（岡山大学病院医療安全管理部准教授）
松岡真弓委員（鳥取県看護協会教育部次長）
浜田真樹委員（弁護士、日弁連子ども権利委員会事務局長）
内部委員 佐竹隆宏委員（医務部部长）、足立裕季子委員（看護部長）
事務局
子 ども 家 庭 部 中西朱実部長、柴田智幸子ども発達支援課長
総合療育センター 小枝達也院長、住友正人事務部長

4 議事概要

（議題1）会議及び会議結果の公開、非公開について

- ・議題2に個人情報が含まれるため、議題2以降の会議は非公開とすることを決定した。

（議題2）令和7年3月に発生した県立総合療育センター入所児童の死亡事故の検証について

- ・事務局から資料に基づき説明後、質疑応答及び意見交換を行った。

【委員からの主な意見】

○看護師配置基準・勤務状況について

⇒医療法等の関係法令や診療報酬制度に基づく配置基準を満たしていることを確認した。

○看護師等を対象にしたアンケート調査とヒアリング調査の結果について

- ・人員体制の見直しについては、看護師が看護業務に集中できるよう事務仕事を看護師以外の職員に集約することや、思い切って正規職員を増やすことも含め、検討してはどうか。
- ・すこやか棟ときらきら棟に分ける必要があるのか。経緯はあるだろうが、アンケートや聞き取り調査にある入浴介助への不安を解消するためには、両棟の在り方の整理が必要ではないか。
- ・職場環境に関する意見は氷山の一角であり、解決しないと同じことが繰り返される要因となる。
- ・働きやすい職場になるよう職員のメンタルヘルスも含めて対応を検討する必要がある。
- ・管理職と現場の意見に乖離があると感じた。二度と事故が起こらないよう職場風土を変えていかなければいけない。

⇒ストレッチャーからの転落部分の報告書のとりまとめに向けた論点整理の方向性として、大枠は次のとおりとし、詳細については今後の検証も踏まえて精査していくことを決定した。

- ① 入浴介助に係る人員体制の見直し
- ② 入所児童の状態に合わせた入浴介助職員数の決定
- ③ 入浴介助を適切に実施できる組織体制の整備
- ④ 機器操作や児童の特性等を踏まえた入浴方法の研修
- ⑤ 人事交流の促進等による柔軟な組織運営と健全な職場環境の確保

○医師を対象としたヒアリング調査の実施について

- ・事故当時の対応の根拠や考え方について、偏見を持たずに聞き取り、今後の方向性を見つけるための前向きなヒアリングにする必要がある。

⇒当時の担当医や院長など、5名の医師を対象にヒアリング調査を実施することを決定した。

○看護職員へのアンケート調査（転落後の療養部分）の実施について

- ・看護職員へのアンケート調査は今回が最後だと思う。組織全体の改善を目指していくという方針を示して実施する必要がある。

⇒必要な修正を加えた上で、アンケート調査を実施することを決定した。

（その他）

- ・次回は、10月8日（水）午後1時30分から開催することを決定した。